

令和5年度 第2回 奈良県たばこ対策推進委員会 議事概要

日時：令和6年2月19日（月） 16：00～18：00

場所：WEB会議（Zoom）

出席者：青木久美子、郡谷修、高橋裕子、土田恵子、仲谷尚起、樋上謙士、日和リカ、
水谷勝則、水野文子（五十音順）

議題1 令和5年度奈良県のたばこ対策の取組について

○事務局より資料1～2、別紙1～4について説明。

（委員長）

事務局からの説明について、ご意見等はあるか。

（委員）

資料2の国民生活基礎調査で奈良県の喫煙率が4位となっているが、上位の3都道府県はどこになるのか。また、どのような取組によって、喫煙率が良くなったのかを教えてください。

加えて、別紙2の市町村の禁煙実施状況について、議会棟において第一種と第二種の区別があることを知らなかったので、教えていただきたい。例えば、桜井市は特定屋外喫煙場所を設置していなかったが、わざわざ設置したという理解で良いのか。

（事務局）

市町村の禁煙実施状況については、委員の解釈のとおり、今まで特定屋外喫煙場所を設置していなかったが、設置するようになったという見方である。また、法律上、行政庁舎は第一種施設になるが、議会棟については、自治体の判断になる。表にある通り、橿原市は第二種施設という判断で、取り扱いを行っている。

法律上、特定屋外喫煙場所は不特定多数の人が通常立ち入らない場所に設置することが、認められており、敷地内禁煙から特定屋外喫煙場所を設置する形をとる市町村が毎年いくつか出てきている状況である。

利用される方が路上喫煙し、不特定多数の方が受動喫煙に合ってしまう可能性がある配慮から、特定屋外喫煙場所を準備している自治体もあるように思う。特定屋外喫煙場所がない状態から設置する状態になったことが後退かどうかについては、その状況によって捉え方が変わるので、設置の有無で判断することは難しい。

(委員)

公共施設である本庁舎は、敷地内禁煙になるはずであるが、特定屋外喫煙場所を設置している市町村は、本庁舎と言いながら公共施設ではないのか。

(事務局)

各市町村は、市町村庁舎を第一種施設として認識しているが、第一種施設であっても特定屋外喫煙場所を設置することが法律上認められている。敷地内禁煙にすることにより、路上喫煙が増えるという別の課題が出てくる可能性もあり、現実的にどちらが受動喫煙の防止になっているかは判断が難しい。

(委員)

路上喫煙を防ぐために、特定屋外喫煙場所を設置することについては、アンケート等で調べた内容なのか。

(事務局)

特定屋外喫煙場所の設置については、各自治体が判断しているため、あくまで推察となる。分かりやすいように、一般論で回答させていただいた。

(委員)

県では、各自治体に、誰がどういう目的で設置したかまでは調査できないものなのか。

(事務局)

特定屋外喫煙場所を新たに設置した経緯を市町村に確認することは可能であり、既に設置している市町村に対しても経緯を確認することは可能。

(事務局)

国民生活基礎調査の上位については、1位 東京都、2位 京都府、3位 滋賀県となっている。

(委員長)

上位の3都府県については、特別に大きなことを何か実施したというよりも、今まで実施してきたことを着実に進めることで、喫煙率が下がってきている。奈良県で実施していないことを実施しているところもあるが、近年になって急に始めたということではないと理解している。

資料2の日常生活で受動喫煙の機会を有する人の割合をみると、令和2年度に大きく減少しているが、健康増進法の改正と普及啓発が関係していると理解してよろしいか。

(事務局)

令和2年度に健康増進法が改正になっていることが大きく影響していると考えている。

議題2 第4期奈良県がん対策推進計画策定について

○事務局より資料3～4について説明。

議題3 令和6年度たばこ対策事業について

○事務局より資料5について説明。

(委員)

別紙1の禁煙支援協力薬局の実績報告に関係して、薬局に協力いただいているところであるが、実際は処方の説明やコロナ禍でのキットの説明に時間を要し、禁煙指導を実施する時間が取れないという声がある。相談実績のある薬局はどのような形で実施されているかが分かれば教えていただきたい。

また、市町村へのたばこ対策支援で市町村庁舎や議会棟、公用車の禁煙実施状況の調査結果から、何らかのアドバイスや支援をいただきたい。報告だけでは支援にはならないと思うので、県の考えがあればお聞きしたい。

(委員)

コロナ禍になってから相談件数は減少している。供給が悪くなっている薬もある中、小さな相談から細かくフォローしているのではないかと思う。医師からの診察の際に禁煙した方が良いと話が出た場合など、すぐに対応できるようにしており、小さな話から少しずつ積み重ねていくことで、限られた時間の中で継続的にフォローしていくことができている。

(委員長)

奈良県における禁煙普及に関して、従来から薬局には大きなご尽力を賜ってきた。その役割は大きいものがあり、薬局での禁煙相談実績を確認させていただいている。全国の薬剤師を支援している立場からいうと、どこも忙しい状況であると話される方が多いがそこについては糖尿病の支援・運動の支援等にしても、すべて同じである。

ただ、禁煙に関してはチャンスを掴みやすく、たばこの匂いがする方や実際にOTC薬の購入を希望される方も多いので、その機会から支援していただくことが良いと思う。

県においても、禁煙支援協力薬局を登録させていただいており、掲示していくことで喫煙者の方から相談いただくこともあると聞いているので、これからも利用いただきたい。

禁煙治療薬では、バレニクリンが現在も出荷停止であるが、バレニクリンとニコチンパッチの両方がある時から、ニコチンパッチの禁煙成功率はほぼ同じで、1年後ではニコチンパ

ッチの方が高いという調査結果もあり、上手に使用いただくことで良い成果が出ると思う。

薬剤師会に協力いただき研修会を受講していただけるよう地道な活動を続けていくことで薬局での禁煙支援が充実し、また、薬局で禁煙相談ができることをアナウンスすることで、良い循環となり薬剤師の皆様にも勉強していただくことに繋がっていくと思う。

市町村庁舎禁煙実施状況の結果については、公表しているものと思うが、各市町村に対する指導については、どのようになっているのか。

(事務局)

調査の結果については、市町村から敷地内禁煙ではなく自由にたばこを吸える状況である等、法律的に問題がある場合は、指導や助言をさせていただくが、現状、法に則した形での対応であれば、結果を市町村に還元するという形で終わっている。実際に業務されている中で、本調査の内容で課題があるのか。

(委員)

樫原市では、公用車で喫煙ができるようになっており、課題と思っている。県内で樫原市だけなので、何か助言があればと思っている。

(事務局)

調査に関しては、保健所で取りまとめを行っているところであるが、具体的に個別の事情まで詳しく調査できていないので、実態を把握できてなかったということはある。今後、保健所とも話をし、調査だけではなくたばこ対策について市町村で感じている課題など、市町村単独では解決できないような問題があれば、市町村分析評価会議の場の活用や、疾病対策課に相談いただくことで、県としての見解や支援を実施したいと思っている。

(委員長)

県や保健所には、見えないところで指導をしていただいている。今まで敷地内禁煙あるいは、特定屋外喫煙場所を設置していなかった市町村は設置する場合、委員会で尋ねられる旨を報告いただくだけでも、少しプラスの方向に向くのではないかとと思っている。

(委員)

来年度の予算の関係で、全体予算が微増という中で、受動喫煙相談支援事業が大きく増加しているが、新しい取組が予定されているということなのか。

加えて、たばこ対策に直接関係ないがアピアランスケアについて、今年度から市町村への補助が始まっていると思うが、全市町村が実施しているわけではないと思う。市町村が取り組んでいただけるように、県として何か働きかけをしているのか。

(事務局)

来年度予算について、受動喫煙相談支援事業には相談員の人件費が含まれており、人件費の増加が影響している。

アピアランスケア支援について、令和5年度に実施している市町村は13市町村になる。来年度については、現在意向確認しているところであるが今年度の倍程度になる見込みであり、県としても、県が補助することでより多くの市町村に取り組んでいただけるように、説明会を開催した。より多くの市町村で広がるように引き続き取組を進めていく。

(委員長)

次年度は第4期計画が開始となり、引き続きたばこ対策の推進に向けてさらなる議論が必要になるため、委員・事務局の皆様にはご協力いただきたい。